

2020年7月01日

【8-9月発券分 燃油サーチャージ(変更)のお知らせ】

2020年8-9月発券に適用する燃油サーチャージに関して、2020年4月及び5月のシンガポールクロシン2ヶ月平均価格が1バレルあたり25.60米ドルであったため、弊社減額基準に基づき、下記のように適用額を変更いたします。

- 対象航空券: 弊社が適用する全クラス、全運賃種別に対して (IT券を含む)
- 実施日: 2020年8月1日 - 2020年9月30日の発券分まで
▶ 2020年4-5月のクロシン平均価格より算出した価格において認可取得済み。
半期内で2ヶ月毎に見直しを行い、平均価格に大きく変動がある場合は、変更に対する認可取得を致します。また弊社内で基準の見直しの際はお知らせ致します。
- 徴収方法: 航空券発券時、TAX欄にYQと表示 (弊社利用客1名につき1利用区間毎)
- 対象旅客: 弊社利用旅客 (但し、座席を使用しない幼児は適用外)
- 対象路線: 日本 - ベトナム間発着路線
- 徴収金額: 日本発 片道YQ合計 **JPY 470**

旅行開始国		2020年7月31日まで	2020年8月1日より	合計YQ
		(発券日ベース)		
日本	燃油サーチャージ	300 JPY	0 JPY	470 JPY
	航空保険料	470 JPY	470 JPY	
日本以外※	燃油サーチャージ	3 USD	0 USD	4USD
	航空保険料	4 USD	4 USD	

航空保険料 (日本路線470JPY、その他区間4USD) は全旅客(幼児含む)徴収要

※例: ベトナム発日本行き旅程を (SGN-NRT等) 日本で発券する場合は、適用額24USD+4USDをBSRにて日本円に換算して徴収。

* 未使用航空券払戻し時の対応について

燃油サーチャージおよび航空保険料には、取消し・払戻し手数料はかかりません。

未使用航空券のYQ払戻し規定は航空券の運賃規則に準じます。航空券の往路または復路、あるいは両方に払戻不可の条件が含まれている場合、航空券全体に払戻不可の条件が適用されるため、運賃と連動してYQの払戻しもできませんのでご注意ください。

燃油サー チャージの撤廃条件：

4月、6月、8月、10月、12月、2月【表1】に航空燃油（シンガポールケロシン）価格を確認し、直前の2か月平均航空燃油（シンガポールケロシン）価格が下表【表2】の条件額を下回った場合、額の改定【表1】の実施時期からの変更を関係国政府に認可申請いたします。なお、平均燃油価格が1バレル当たり5,000円を下回った場合は【表1】の通り翌々月の1日発券分から「燃油特別附加運賃」を廃止する申請をいたします。

【表1】

実施時期（発券日ベース）	燃油価格動向の確認時期	燃油価格動向の把握
4月1日	2月に確認	12月から1月までの2ヶ月平均価格
6月1日	4月に確認	2月から3月までの2ヶ月平均価格
8月1日	6月に確認	4月から5月までの2ヶ月平均価格
10月1日	8月に確認	6月から7月までの2ヶ月平均価格
12月1日	10月に確認	8月から9月までの2ヶ月平均価格
2月1日	12月に確認	10月から11月までの2ヶ月平均価格

【表2】

シンガポールケロシン 価格(1バレル)	燃油特別附加運賃額	
	日本発	日本発
11,000円を下回った場合	4,800円	
10,000円を下回った場合	3,800円	
9,000円を下回った場合	2,800円	
8,000円を下回った場合	1,800円	
7,000円を下回った場合	800円	
6,000円を下回った場合	300円	
5,000円を下回った場合	廃止	

* 未使用航空券払い戻し時の対応について

燃油サー チャージおよび航空保険料には取り消し手数料、払い戻し手数料は適用されません。

未使用航空券のY Q払い戻し規定破格航空券種別の運賃払い戻し条件に準じます。